

琉球大学教授職員会ニュース第121号

2009年7月13日 琉球大学教授職員会 (内線 2023)

E-mail: kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp <http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

「あのお金」の行方

6月30日に支給された夏季一時金の削減に関して続けてきた、大学当局との団体交渉の経緯については、先にお配りした『三者連絡会ニュース第29号』でお知らせした通りです。

夏季一時金の削減は、終わった問題ではありません。まさにここからが本当の交渉の始まりです。つきましては、三者連絡会が当局との間で交わした「確認書」を再度掲載し、今後予定される団体交渉に向けての見通しをお知らせします。まずは皆さんに御理解を深めていただき、一層のご協力をお願いしたいと思います。

確認書

琉球大学長と沖縄国公労琉球大学労働組合・琉球大学病院労働組合・琉球大学教授職員会(以下「労働組合」という。)との間で「平成21年6月期における期末・勤勉手当」に関し、下記のとおり確認する。

記

1. 琉球大学長は、「国立大学法人琉球大学における平成21年6月に支給する期末手当・勤勉手当の特例措置に関する規程(平成21年6月1日施行)」(以下「特例規程」という。)について、過半数代表者選出の手続きをとることが出来なかったことにより、労使間の信頼関係を損なったことを遺憾とする。

2. 琉球大学長は、国立大学法人をめぐる社会情勢を総合判断し、平成21年6月期における期末・勤勉手当について、その支給の一部を削減する。削減によって生じる財源について、その使途などについて労働組合からの意見や各部局からの要望等を集約しながら計画・執行する。

3. 琉球大学長は、過半数代表者を選出し、特例規程について意見の聴取を行う。労働組合は、今回の不利益変更措置に対する代償措置を含む労働条件の改善について交渉が続けられることを条件として、過半数代表者の選出に協力する。

4. 琉球大学長は、夏に予定されている人事院勧告を受けて、労働組合に対し情報提供を行うとともに、その対応について労働組合と交渉を行う。

今回の一時金の引き下げは、5月1日に人事院から出された国家公務員に対する引き下げ勧告に倣って、「国立大学法人をめぐる社会情勢を総合判断し」、学長が削減をしたものです。公務員ではない琉球大学職員が、人事院勧告に従わなければならない法的義務は全くなく、また、すでに交付されている運営費交付金が、一時金引き下げの分だけ減額されるわけでもありません。その意味では、今回のボーナスカットの合理性は、きわめて疑わしいといわざるを得ません。

しかし、当局は「総務省への結果報告」を至上命題とし、「全国の国立大学法人と同様に」と、ついには法人法の理念を放りだし、その結果、法を侵しても強行することを画策しました。

これに対し教授職員会を含む三者連絡会としては、きわめて厳しい時間的制約の中で、粘り強く交渉を続け、告訴も辞さない覚悟で交渉をした結果が、この「確認書」であると考えていただきたいのです。

したがって、「確認書」の2にあるように、削減によって生じる財源の使い道については、今後、「労働組合からの意見や各部局からの要望等を集約しながら計画・執行する」ことが約束されています。

また、「確認書」の3で、「今回の不利益変更措置に対する代償措置を含む労働条件の改善について交渉が続けられることを条件として、過半数代表者の選出に協力する」ことによって、削減によって

生じた1億数千万円の使途について、大学当局が暴走することのないように具体的な担保を得ているのです。

そこで、皆さんにとって大切な「あのお金」の行方をどうすべきか。それが、今まさに問われているのです。「確認書」を交わすに至る交渉の中では、学生の奨学金拡大や教員の教育研究費増額、あるいは職員の残業手当や休日出勤手当などの案がありました。

また、教育学部附属小中学校の教員は、沖縄県教育庁との交流人事協定によって赴任しており、今回の削減を見送った沖縄県人事院勧告に従う処遇であるべきです。そして附属病院については、人手不足のために休みもとれないほど激務が日常化している現状から、この二つの附属施設職員については考慮しなければならないという認識を、学長自らが交渉の場で示しています。

いずれにせよ具体的な交渉はこれからであり、財務委員会が「あのお金」の使途について検討を始めようとする今、そこでの議論に私たち教職員一人ひとりの要求が反映されるよう、教授職員会としても早急に意見を集約する予定です。

総会へ行こう！

教授職員会では、明日15日に開催する総会で、夏季一時金の削減によって生じた「あのお金」について、その使途も含めた議論を皆さんにお願いしたいと考えております。もちろん、1年に1度の定例総会ですから、今期の活動報告や来期の方針など、通常の議題はありますが、近々予定される「夏季一時金の削減」についての団体交渉に臨むために、一人でも多くの皆さんのご意見・ご要望をお伺いし反映させたいのです。

そのためには、多くの会員の皆さんの参加が必要であるだけでなく、非会員の方々のご参加も歓迎いたします。私たちが本来受け取る予定で支給されていたながら、行方が決まらぬ「あのお金」。だからこそ、その使途について物を申す権利があるばかりではなく、意義ある使途に充てられるようにする責任があるというべきでしょう。

過半数代表選出について

今回の一時金引き下げにつき、当局が時間的猶予がないことを理由に、始めから過半数代表者を選ばずに全職員への意見聴取を以てそれに代えよう

としたこと、そして、それは法を侵す暴挙であることについては、これまで『三者連絡会ニュース』でお知らせしてきた通りです。だからこそ、「確認書」で学長が「遺憾」の意を表明し、その上で事後的かつ条件付ではありますが、改めて過半数代表者の選出を確認したのです。

それを受けて、当局は7月10日付で、8月3～5日に過半数代表者の選出投票を行うことを公示しました。教授職員会を含む三者連絡会は、今回のボーナスカットに対する「代償措置を含む労働条件の改善について交渉が続けられることを条件」に、過半数代表者の選出に協力することになっています。交渉経過等の情報については、速やかに皆さんにお知らせし、過半数代表者選出投票の際の判断材料として提供したいと考えております。

お世話になりました

昨年6月27日の総会後から務めてまいりました今期の執行部も、あとは明日の総会を残すのみとなりました。果たして教授職員会の会員の皆さんのためにどれほどのことができたのか、甚だ心許ない限りですが、何とか大過なく役目を終えることができそうです。

これも皆さんのご支援とご協力の御陰と感謝しております。本当にお世話になりました。

これからは、皆さんと一緒に次期執行部を支援し、教授職員会がより一層発展するよう力を尽くして参ります。

以上

08-09年 教授職員会執行部一同

第49回教授職員会 定例総会

7月15日(水) 午後6時～7時半
理学部 114 教室

※欠席される場合は、必ず委任状を各ブロックの代議員までお願いします。

※総会終了後、教授職員会事務所で懇親会を行いますので、どうぞ御参加下さい。